

「日常点検」「もしものときの緊急対策」について

日常点検

日常点検は使用者が自動車の使用状況に応じて使用者の判断で適時行うように法令で定められています。(道路運送車両法第47条の2)

※車両総重量8トン以上の自家用自動車、乗車定員11人以上の自家用自動車等の法令で定められた自動車については1日1回、運行前の日常点検実施が使用者に義務付けられています。

エンジンルームでの点検

- ① エンジンオイルの液量・汚れ
- ② ブレーキオイルの液量・漏れ
- ③ ラジエーターの冷却水の液量
- ④ バッテリーの液量
- ⑤ ウィンドウォッシャーの液量

車外での点検

- ⑥ タイヤの空気圧・摩耗・亀裂・損傷
- ⑦ タイヤの溝の深さ
- ⑧ ホールナットのゆるみ
- ⑨ 灯火装置や方向指示器の汚れ、損傷
- ※ スペアタイヤや非常用具の点検も忘れずに…



運転席での点検

- ⑩ ブレーキペダルの踏みしろ
- ⑪ パーキングブレーキの引きしろ
- ⑫ エンジンの掛かり具合・異音
- ⑬ ウィンドウォッシャー液の噴射状態
- ⑭ ワイパーの払拭状態
- ⑮ 灯火装置や方向指示器の作用

走行での点検

- ⑯ ブレーキのきき具合
- ⑰ エンジンの低速(回転ムラ)と加速の状態



異常が認められた場合、速やかにお取引されている整備工場にご連絡ください。

もしも事故が発生したら…〈事故発生から解決まで〉

お客さまで社内マニュアル等がある場合には、そちらを優先してください。



ご契約車両について

ご契約車両のご使用場所変更

ご使用場所変更時のお願い

- ご契約車両のご使用場所の変更は「リース車両使用場所移転承諾依頼書」で必ず弊社へご連絡ください。

東邦リース株式会社ホームページに掲載



- ご使用場所の変更は、道路運送車両法および車庫法により新しい車庫の確保ならびに変更登録(15日以内に届出)が必要です。なお、変更登録のお手続きならびにその費用はお客様のご負担となります。

変更手続きに必要な書類

(お客様にご捺印およびご用意いただく書類)

原則的に次の書類が必要ですが、地域・ご契約車両の車種によりご用意いただく書類が変わることがありますので、弊社へお問い合わせください。

- ①印鑑証明書または登記簿謄本
- ②使用者の委任状
- ③車庫証明申請書一式



- 自動車保管場所証明申請書
- 保管場所標章交付申請書
- 保管場所使用権原疎明書面(自社所有の駐車場の自認書)または、保管場所使用承諾証明書(駐車場管理会社または駐車場の土地の所有者が発行)
- 保管場所の所在図・配置図

※申請者の住所地と使用の本拠の位置が異なる場合は、使用の本拠の位置を証明する資料(公共料金・使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物など)の提出を求められる場合があります。

ご契約車両のご返却

リース契約の満了時あるいは中途解約時には、ご契約車両をご返却いただきます。

ご契約車両ご返却時のお願い

- 引き取りは弊社指定の陸送会社が行います。また、代替車両納入ディーラーへ引き取りをお願いいただいても結構です。「リース車両引取り連絡票」でお知らせください。
- 自動車検査証・自賠責証明書・リサイクル券・整備手帳・スペアタイヤ・タイヤ交換工具が搭載されていることをご確認のうえ、受託会社にお渡しください。
- ご契約車両がスタッドレスタイヤの交換を含んでいる場合は、保管いただいている夏タイヤもしくはスタッドレスタイヤをご契約車両に搭載のうえ、ご返却ください。
- ガソリンカード・ETCカード・名刺・工事用工具などの車内置き忘れにご注意ください。
※引き取り後は発見できない場合がありますのでご了承ください。
- お客様がご自身で取り付け、オーディオ装置・カーナビゲーションシステム・ETC車載器などはお客様のご負担でご返却日までに取り外しておいてください。

ご契約車両の原状復帰

ご契約車両は、自動車リース契約書により破損のない良好な状態でご返却いただくことになっております。契約満了時に破損などがある場合は修復を行ってから、ご返却ください。修復についてはお取引されている整備工場にご相談ください。なお、お客様のご都合でご返却時までに修復がされなかった場合は、弊社引き取り後に車体の損傷チェックを行い、原状復帰にかかわる費用をご請求させていただくこととなりますのであらかじめご了承ください。

原状修復費用が発生する状況

- 外装(外まわり)の損傷
- 契約外に行われた、文字・マークの記入およびステッカーの貼りつけ
- ガラスのひびまたは割れている場合
- 室内の損傷

- タール・ペンキなどの落ちにくい汚れが多い場合
- レンズのひびまたは割れている場合
- 装備品の紛失
(オーディオ装置・ホイールキャップ・スペアタイヤ・その他標準装備品など)
- その他、契約外に行われた一切の改造および架装

